

# みんなで支え合い生活支援サポーター事業

在宅の生活支援（軽微な家事等）でお困りの方に、サポーター（市の講座を受講した住民）が、30分程度の軽微な生活支援を行います。また、活動をとおして住民同士の交流を図り、支え合いのまちづくりを推進します。

## 【対象者】

65歳以上の独居又は75歳以上のみの世帯で、下記いずれかの認定をお持ちの方（事業対象者、要支援1、要支援2）



## 【支援内容】

①ゴミ出し②買物の注文支援③買物の代行④室内掃除(水廻りを除く)

## 【利用日・利用上限回数】

- ◇月曜日～金曜日（8：00～17：00）  
※年末年始（12/29～1/3）と祝日は除く
- ◇週1回

## 【本人負担】

無料



## 【注意事項】

- ◇サポーターは、市の養成講座を受講した一般住民です。専門職ではありませんので、希望通りの支援は困難なことがあります。
- ◇対象者と決定した場合でも、支援内容等で対応可能なサポーターがいない場合は、利用できないことがあります。
- ◇サポーターへ金銭及び品物提供（お礼）、決められた支援内容以外のやりとりはしないでください。
- ◇都合で利用を休止したい場合は、事前に担当のケアマネジャーにご連絡ください。

## 利用の流れ

### ①相談受付・申請

在宅での生活支援でお困りの方は、まずは、担当のケアマネジャー又は高齢者支援課へご相談ください。

利用を希望する場合は、ケアマネジャーを通じて、市へ申請してください。

### ②利用決定

対象者に決定した場合は、決定通知をお送り致します。通知が届きましたら担当のケアマネジャーに連絡して下さい。支援内容等を相談し、ケアマネジャーが社会福祉協議会（サポーターの管理機関）と利用に向けて調整を行っていきます。

### ③利用開始

サポーターから支援を受けた際は、サポーターのポイント手帳に印鑑を押してください。

利用開始後、ご相談がある場合は、まず担当のケアマネジャーに、ご相談ください。

【お問い合わせ先】 浅口市高齢者支援課 Tel：0865-44-7388